

要件設定型一般競争入札公告

令和 8 年 6 月 2 5 日

宇佐市長 後 藤 竜 也

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。

電子入札の取扱い、この公告に定めるもののほか宇佐市電子入札運用基準による。

1 工 事 概 要

- (1) 工 事 名 令和 8 年度 高津漁港浚渫工事
- (2) 施工場所 宇佐市大字下高家
- (3) 工事概要 掘削（ロングアーム BH0.4m³） V=1200m³
軟弱土等運搬 V=320m³
- (4) 工 期 契約締結の日の翌日から 1 0 8 日間

2 予 定 価 格 2, 3 2 5, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を除く。）

3 最低制限価格 設定あり（事後公表）

4 入 札 保 証 金 免 除

5 契 約 保 証 金 契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上

6 入札参加資格

(1) 資格業種等（格付）

宇佐市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格について（平成 17 年宇佐市告示第 104 号）により令和 8・9 年度の下記業種の入札参加資格の認定（格付）を受けている者

とび・土工・コンクリート工事

(2) 総合評定値（P 点）

適用（ ） 不適用（○）

(3) 施工実績

要（ ） 不要（○）

(4) 配置予定技術者の施工経験等

要（ ） 不要（○）

(5) 建設業法に基づく本店等の所在地等

令和 8・9 年度宇佐市建設工事競争入札参加資格者名簿に、対象工事と同じ工事種別で市内に本店を有する者として登録されていること。

(6) 指定工事店等の資格

要（ ） 不要（○）

(7) その他

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 入札公告から開札日までの間に、宇佐市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（平成17年宇佐市告示第106号。以下「宇佐市指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ 開札予定日以前 6 か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）。

オ 契約締結予定日までに建設業法第 27 条の 23 第 2 項の経営事項審査の有効期間（経営事項審査の審査基準日から 1 年 7 月）を経過していないこと。

カ 対象工事に関し、当該工事現場に配置を予定する現場代理人及び主任（監理）技術者等が適正であること。

キ 中小企業庁が証明した官公需適格組合が入札に参加する場合、当該組合の組合員には入札参加資格は認めないものとする。

ク 宇佐市への**電子入札システムの利用者登録をしている者**であること。

ケ 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限

この入札に参加する複数の者の関係が、以下の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とする。

（ア） 資本関係

次に掲げるいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（イ） 人的関係

次に掲げるいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- コ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (カ) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (キ) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7 設計図面等の閲覧及び貸出し

設計図書等については大分県共同利用型電子入札システム（入札情報サービス）のホームページに次の閲覧期間中、掲載するものとする。ただし、図面が見つらいなど縮小前の図面の閲覧を希望する場合は、次のとおり図面を閲覧することができる。

- (1) 閲覧場所 宇佐市総務部行財政経営課
- (2) 閲覧期間 令和8年6月25日(木)から令和8年7月8日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (3) 閲覧時間 午前9時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

8 公告事項等に対する質問及び回答

- (1) 質問方法及び宛て先 設計図書に関する質問書（様式第6号、宇佐市ホームページに掲載）によりEメールで宇佐市総務部行財政経営課宛てに申し出ること。

(E-mail:kensa04@city.usa.lg.jp)

- (2) 申出期間 令和8年6月25日(木)午前9時から令和8年7月1日(水)午後5時まで
- (3) 回答内容と方法 質問及び回答は随時宇佐市ホームページに掲載するものとし、最終回答は令和8年7月2日(木)午後5時までに行う。
- (4) 回答掲載期間 令和8年6月25日(木)午前9時から令和8年7月8日(水)午後5時まで

9 競争入札参加資格証明申請書及び入札参加資格を確認する資料（以下「申請書等」という。）の提出期間及び方法等

- (1) 提出期間
令和8年6月25日(木)午前9時から令和8年7月3日(金)午後5時まで

(2) 提出書類

要件設定型一般競争入札参加資格証明申請書（様式第2号（その1））

(3) 提出方法

原則、電子入札システムによるものとする。なお、入札に際し、添付する書類の作成アプリケーション及びバージョンは次のとおりとする。

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。

番号	使用アプリケーション	ファイル形式
1	Microsoft Word	Word97 以上での保存
2	Microsoft Excel	Excel97 以上での保存
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル (Acrobat 3 以上のバージョンで作成したもの) テキストファイル

※ 上位バージョンのアプリケーションを使用している場合は、ファイルの保存形式を上記の形式にして保存すること。

10 配置予定技術者等

- (1) 建設業法第 26 条に規定される**当該建設工事の業種（とび・土工・コンクリート工事）における技術者**を配置予定技術者として配置できること。なお、申請書等に配置予定技術者として記載した者を当該工事に配置するものとし、病休、死亡及び退職等極めて特殊な場合であって、市長が承認した場合を除き契約時の変更を認めないものとする。また、その場合にあっては、当初の配置予定技術者と同等以上の者を当該工事に配置しなければならない。
- (2) **配置予定技術者は、競争入札参加資格証明申請時点でどの工事にも専任で配置されていない者（建設業法第 26 条第 3 項により専任の主任（監理）技術者を配置しなければならない工事に該当する場合は、他のどの工事にも配置されていない者）でなければならない（別添資料 1 「専任主任技術者の兼任手続」の規定により、承認を得た場合を除く。）。ただし、入札公告の対象工事の契約（仮契約の場合は本契約。以下同じ。）締結日までに当該技術者が配置されている工事が完成し、検査が完了（または工期の末日が到来）した場合はこの限りでない（工期末日までに完成通知の提出がない場合、検査の結果修補となった場合等特殊な場合を除く。）。なお、工期の始期が契約締結日の翌日である場合は、工事の検査完了日または工期末日と入札公告の対象工事の契約締結日は同日でも可とする。**
- (3) 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者として申請する場合において、入札前に他の工事を落札（落札候補者決定を含む。）した場合等、配置予定技術者を配置することができなくなった場合には入札を辞退すること。また、入札後に他の工事を落札（落札候補者決定を含む。）したことにより配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、開札日時までに**申出書（任意様式）**を宇佐市総務部行財政経営課まで直接持参して提出すること。なお、その場合における既に入札している案件についての取り扱いについては「入札者としての資格のない者のした入札」として無効入札として取り扱うものとする。

※ 申出書の記載例は宇佐市ホームページの【要件設定型一般競争入札（電子入札方式：事後審査型）様式】に例示している。

- (4) 建設業法第 26 条第 3 項により専任の主任（監理）技術者を配置しなければならない工事に

該当する場合は当該競争入札参加資格証明申請日以前 3 か月以上前に雇用された者で直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

- (5) 建設業法に定める経營業務の管理責任者、営業所専任技術者、建築事務所を管理する建築士（管理建築士）及び専任の宅地建物取引主任者等の他の法律により特定の事業所等において専任を要するとされている者は、現場代理人、専任の主任（監理）技術者として配置することはできない。
- (6) 現場代理人は、原則として兼任を認めない（別添資料 2 「現場代理人の兼任手続」の規定により、承認を得た場合を除く。）。
- (7) (3) の手続きを怠った場合においては、宇佐市指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

11 入 札

- (1) 入札書提出期間

令和 8 年 7 月 6 日(月)午前 9 時から令和 8 年 7 月 8 日(水)午後 5 時まで

- (2) 入札方法

原則、電子入札システムによるものとする。

- (3) 入札回数

原則として初度のみ 1 回とする。

- (4) **入札金額内訳書の提出**

入札書の提出時に併せて、入札書に記載されている入札金額に対応した**入札金額内訳書**（発注者が提供した様式を使用するものとする）を原則、電子入札システムにより提出をすること。作成方法、審査基準等は、建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領によることとし、入札金額内訳書の作成上の注意事項を参考とすること。なお、提出された入札金額内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

※ **落札候補者の内訳書が「建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領」第 7 審査基準(1)～(6)の各号に該当する場合は、当該落札者の入札は無効となるので注意すること。**

- (5) その他

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

12 開 札

- (1) 日時 令和 8 年 7 月 9 日(木)午前 9 時 4 0 分 から

- (2) 場所 宇佐市役所入札室（本庁 3 階）

- (3) 落札候補者 有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

- (4) **手持ち工事数(くじ落札)による落札制限**

落札制限対象工事の入札公告日及び指名通知日において、当該建設工事の業種の**手持ち工事**を 2 件（優遇措置の対象者にあつては、3 件）有している入札参加者は、最低制限価格による

同額入札で電子くじになる場合は、当該入札を無効として取扱い、その後、落札候補者を決定する。

なお、手持ち工事の件数については、落札者となった時点で、その者の件数に加える。(同日開札の場合)

【別紙1】参照

13 立会人

宇佐市電子入札立会要領（平成 19 年宇佐市契約第 0608005 号）の定めるところによる。

14 入札参加資格の事後審査及び落札者の決定

- (1) 開札後は、落札候補者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し開札を終了する。
- (2) 有効に提出された入札参加資格証明書類により、落札候補者の入札参加資格があることが確認できた場合は、当該落札候補者を落札者とする。
- (3) 落札候補者の入札参加資格がないと確認された場合は、当該落札候補者のした入札は無効となり、次順位者以降について順次同様の確認を行って落札者を決定する。
- (4) 落札者の決定は原則として、開札日の翌日から起算して 2 日（土曜日、日曜日、及び祝日を除く。）以内に落札候補者へ通知する。ただし、最低の価格で入札した者が入札参加資格を有しないと確認された場合は、この限りでない。

15 入札参加資格が認められない落札候補者に対する説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、市長に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内の午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - イ 提出場所 宇佐市大字上田 1 0 3 0 - 1 宇佐市総務部行財政経営課
 - ウ 提出方法 書面（様式任意）は持参又は郵送によるものとする。
- (2) (1)への回答は、(1)アに規定する期間の最終日の翌日から起算して 8 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

16 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 入札者としての資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 同一の入札について 2 以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について 2 以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
- (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- (7) 公告に示した入札参加資格のない者又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- (8) 設計図書購入を入札参加要件としている場合において、設計図書購入確認票を提出しない者

のした入札

- (9) 提出期限までに入札金額費内訳書を提出しなかった者のした入札
- (10) 入札金額内訳書と入札書の金額が一致しない入札
- (11) 入札金額内訳書の内訳が記載されていない又は記載内容に誤り、漏れがある入札
- (12) 入札金額内訳書の説明を求めた場合に正当な理由なくこれを拒否した者のした入札
- (13) 予定価格を超える金額の入札
- (14) 最低制限価格未満の金額の入札
- (15) 手持ち工事数(くじ落札)による落札制限対象者のした入札
- (16) 申請書等を提出期限までにすべて提出しない者のした入札
- (17) 電子入札にあつては、市長が指定する認証方法を用いない者のした入札
- (18) 電子入札にあつては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
- (19) その他入札に関する条件に違反した入札

17 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、宇佐市要件設定型一般競争入札実施要領（平成 22 年宇佐市契約第 0329002 号）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、宇佐市契約事務規則（平成 17 年宇佐市規則第 34 号）、宇佐市入札金額等調査制度実施要領（平成 20 年宇佐市契約第 0501001 号）、最低制限価格の設定に関する要綱（平成 21 年宇佐市要綱第 16 号）、建設工事請負契約書その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
- (2) 6 (5) 建設業法に基づく本店等の所在地の入札参加資格要件を大分県内又は県内の一部の地域に限定した場合において、競争入札参加資格を有する入札参加者が 3 者（大分県外に広げた場合は 2 者）に満たない場合その他事業の推進に著しく支障を来した場合は、開札の中止、又は延期することがある。
- (3) 落札候補者は、9 (2) に掲げる書類のほか、必要に応じて契約担当者が指定する資料を提出しなければならない。
- (4) 契約担当者は、開札後、落札決定するまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。

この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

ア 宇佐市指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき。

イ 入札公告に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (5) 契約担当者は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、(4) のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。

この場合、契約担当者は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (6) 契約担当者は、契約締結後において、契約者が(4)又は(5)に該当していた場合は、契約の解除を行うことができるものとする。
- (7) 落札者は、落札の通知を受けた日を含め 7 日以内に契約に必要な書類を提出しなければ

ならない。

- (8) 開札から請負契約締結に至る間において落札者が落札したにもかかわらず契約を締結しないときは、落札額に消費税及び地方消費税を加算した額の 100 分の 5 を違約金として徴収する。
- (9) 提出された書類は返却しない。
- (10) 入札参加に係る全費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (11) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

18 照会先

宇佐市総務部行財政経営課契約係〔電話 0978-27-8117〕